様式第２号（第３条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

藤里町長　　　　　　　　　　印

固定資産税課税免除決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった固定資産税の課税免除について、次のとおり決定しましたので、藤里町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第3条第2項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 年度 | 事業年度または取得金額の計算期間 |
| 年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |
| 区　　　　　分 | 土　　地 | 家　　屋 | 償却資産 | 合　　計 |
| １ | 該当分の取得価額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ２ | 課税免除する固定資産の評価額 |  |  |  |  |
| ３ | 課税免除額 |  |  |  |  |
| 摘　要 |

注意事項

　⑴　課税免除に係る申請書の記載事項に変更があったとき、または事業を休止または廃止したときは、その事実が生じた日から10日以内に届け出なければなりません。

　⑵　前号の規定に違反したとき、偽りその他不正な行為により課税免除を受け、または受けようとしたとき、その他町長が課税免除をすることが適当でないと認めたときは、課税免除の措置の全部または一部を取り消すことがあります。

（教示）

1　　審査請求について

　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に藤里町に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2　　取消訴訟について

　　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に藤里町を被告として（訴訟において藤里町を代表する者は藤里町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

　　ただし、上記の審査請求をした場合には処分取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に提起することができます（なお、審査請求した場合、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。